

◎新潟県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年9月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大栗田越後下関停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
岩船郡関川村大字小見1096番1から 同郡同村大字下関1406番2まで	新	(A)6.2～30.4メートル	288.2メートル
岩船郡関川村大字小見1103番2から 同郡同村大字下関1406番2まで		(B)6.2～38.0メートル	333.8メートル
岩船郡関川村大字小見1096番1から 同郡同村大字下関1406番2まで	旧	6.2～30.4メートル	288.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。